



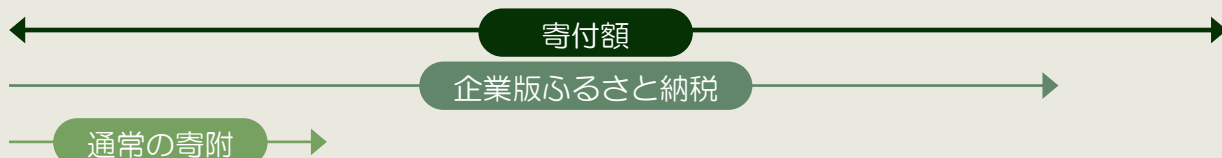
大野町



企業版ふるさと納税のご案内

企業版ふるさと納税の概要

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄付額の約3割）と合わせて、税額控除（寄付額の最大6割）により、最大で寄付額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで軽減されます。



損金算入			税額控除		企業負担
	約3割			最大 6 割	約1割

例 1,000万円寄附すると、最大約9,000万円の法人関係税が軽減されます。

①法人住民税：寄付額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄付額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

③法人事業税：寄付額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

※税額控除の手続（申告）や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

注意事項

- ・1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・寄附の代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ・本社が所在する地方公共団体以外への寄附が対象となります。
- ・寄附への返礼品の贈呈はありませんので、あらかじめご了承ください。

町長よりメッセージ

大野町では「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」という将来像を掲げ、豊かな自然・環境の維持と経済が調和して、**人々が快適に住み続けることができる田園都市、維持可能なまちづくりを目指しております。**近年の地域社会の環境は、地域経済の衰退やコミュニティ意識の希薄化、少子高齢化など地域力の低下が懸念されております。このような中、町政だけでなく、地域社会を構成する住民、企業、団体等が協働して、**ともに創り上げていくことが必要不可欠**であり、一人ひとりがまちづくりの主役として輝き、すべての人が安らぎの中で笑顔をもって生活できる**つながるまちづくり**に取り組んでまいりたいと考えております。



寄附で得られるベネフィット

感謝の印として、大野町より寄付額に応じた御礼をさせていただきます。
寄附による社会貢献を通して、寄附企業様のイメージアップや認知度向上につなげていただけますと幸いです。

1,000万円以上の寄付	●感謝状の贈呈 ●贈呈式実施 ●町広報紙へ企業名を掲載 ●ホームページへの掲載 (企業ホームページのリンク等を掲載) ●報道機関へのプレスリリース ●紺綬褒章への候補者として推薦
100万円以上の寄付	●感謝状の贈呈 ●贈呈式実施 ●町広報紙へ企業名を掲載 ●ホームページへの掲載 (企業ホームページのリンク等を掲載) ●報道機関へのプレスリリース
10万円以上の寄付	●町広報紙へ企業名を掲載 ●ホームページへの掲載 (企業ホームページのリンク等を掲載) ●報道機関へのプレスリリース

新プロジェクト始動について

大野町運動公園 リニューアルプロジェクト

高校・大学野球の公式戦でも使用される「レインボースタジアム」やゲートボールや少年サッカー等老若男女が集う「メイプルグラウンド」を備えている大野町運動公園ですが、訪れるすべての方が笑顔になれるように、更なる魅力アップを目指して、リニューアルを計画しております。

球速表示付電光掲示板や天然芝のフィールド、照明設備、トイレの改修、またバーベキュー、キャンプ場、遊具などの設置を想定したリニューアルを、2030年度までの完成を目指して計画しております。

